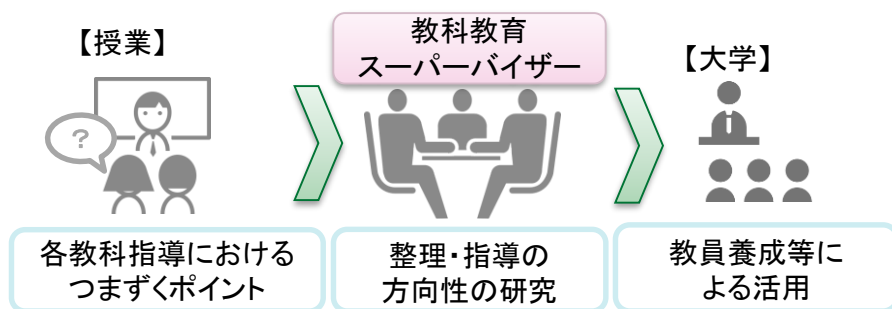


**背景** 発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特に、発達障害の可能性のある児童生徒について、通級による指導や通常の学級における支援の充実が必要となっている。また、2016年に発達障害者支援法の一部改正法、障害者差別解消法が施行し、発達障害児に対して、可能な限り発達障害でない児童と共に教育を受けられる配慮をすること、また、合理的配慮を提供することが求められている。

## 1. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業 114百万円

通常の学級における担当教員の質の向上を図るため、教科ごとの学習上のつまずきなど、発達障害の可能性のある児童生徒に対する効果的な指導方法の研究を行う。また、教員養成課程における教授方法の開発を行う。

【教育委員会、大学、学校法人 24箇所】

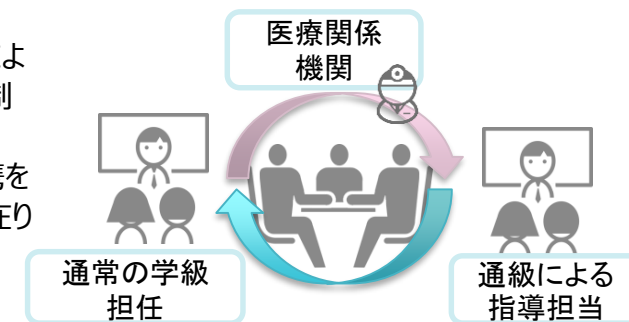


## 2. 発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 59百万円

発達障害に係る通級による指導の担当教員等の質の向上を図るため、教育委員会における教員向けの研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。

【教育委員会 18地域】

- 教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備
- 通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究 など



## 3. 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業 28百万円

学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究事業を行う。

【教育委員会、大学、学校法人 10箇所】

- 児童生徒のつまずきや困難な状況を教員が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究
- 児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究 など

行動面、認知面、感覚面、対人面等

入試の配慮、授業での配慮、定期試験の配慮

## 4. 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業 8百万円

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

【教育委員会 3地域】